平成２９年（フ）第３９号
山形県東田川郡三川町大字横山字城下259番地３
債務者　阿部　美佳
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第６３号
新潟県上越市国府４丁目１番７号　ハイツオーキッドマイルＢ棟101号
債務者　佐藤　秀子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第６８号
新潟県上越市西城町３丁目11番５号　コーポジョーシン西城　104号
債務者　宮崎　則子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第６９号
新潟県上越市国府２丁目１番28号
債務者　草間裕美子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第２０７８号
大阪府枚方市東船橋１丁目13番地（７）
債務者　佐方　智博
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０７９号
大阪府枚方市東船橋１丁目13番地（７）
債務者　佐方　千広
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４４８号
大阪府守口市金下町２丁目３番７―805号
債務者　帆本　裕章
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３２７号
大阪市住吉区苅田８丁目12番27―502号、前住所大阪市城東区今福西１丁目15番30―1106号
債務者　吉村　麻紀
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５３９号
大阪市東成区中本３丁目８番27号　ロイヤル中本　303号
債務者　井上　和真
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７３９号
大阪府八尾市山本町南３丁目６番５―306号
債務者　村上　豊子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７４７号
大阪府豊能郡豊能町光風台５丁目24番地の８
債務者　久保　リサ
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７６０号
大阪市東淀川区大道南２丁目21番７号　クオリティ東淀川102号、住民票上の住所大阪府吹田市昭和町17番６号　(102)
債務者　小寺　貴之
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７７６号
大阪府東大阪市横沼町１丁目１番31号　エスポアール春日Ⅱ　202号
債務者　徳永康明こと　玄　　康明
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８４５号
大阪市北区中津７丁目６番20号　ＦＯＲＴＵＮＡ北梅田　401号室
債務者　浪越巧太朗
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９０５号
大阪市東成区大今里西１丁目28番12号　ラパンジール大今里　８Ａ号
債務者　田中タクシーこと　田中　義郎
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１４３号
大阪府寝屋川市三井南町17番１―701号
債務者　中村　清康
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１６０号
大阪府交野市星田西４丁目１番９―202号
債務者　辰巳　貴美
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部